

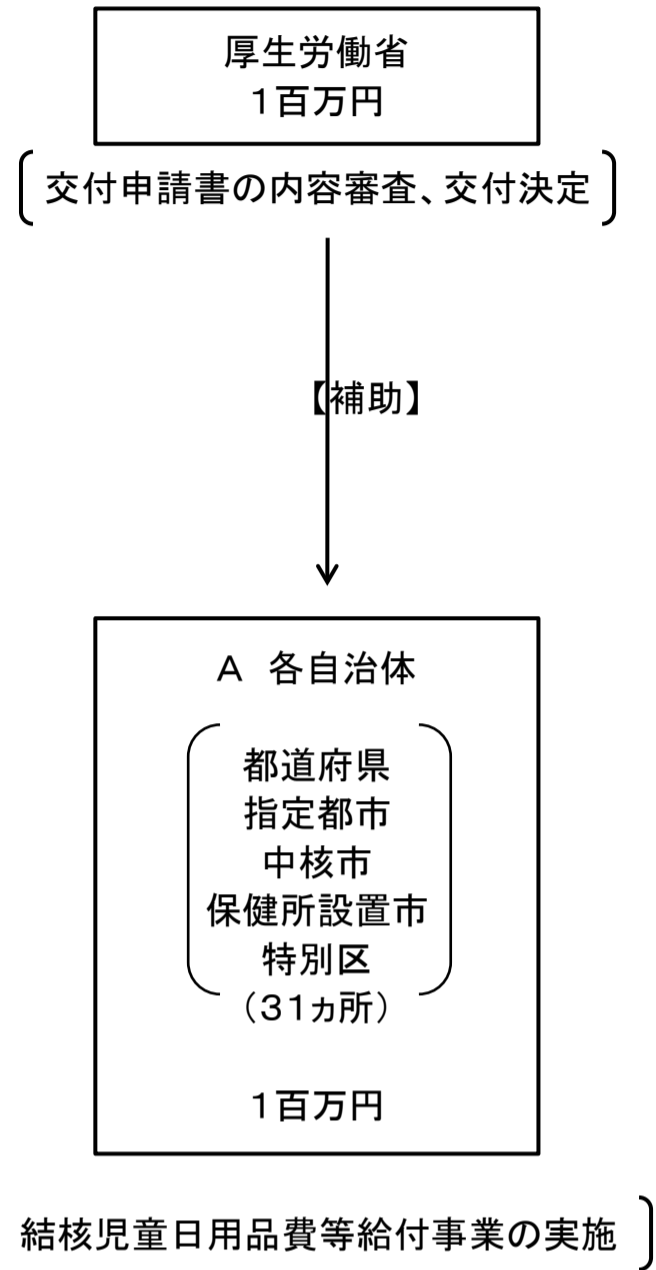
平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	結核児童日用品費等給付事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	・結核児日用品・学習品 昭和34年から計上 ・未熟児移送費 昭和33年から計上		担当課室	母子保健課		泉 陽子		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅲ-1-1 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子保健法第20条、第21条の3 児童福祉法第20条、第53条		関係する計画、通知等	○ 結核にかかっている児童に対する療育の給付について(厚生省児童局長通知 昭和36年8月9日付け児発第826号) ○ 未熟児養育事業の実施について(厚生省児童家庭局長通知 昭和62年7月31日付け児発第668号) ○ 母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について(厚生労働事務次官通知平成20年6月4日付厚生労働省発雇児第0604003号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給し、児童の心身両面にわたる健全な育成に資すること及び未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する額を支給することにより、未熟児の養育に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○対象者: ① 学習品等:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの、 ② 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの ○給付内容:①学習品、日用品、②移送費 ○実施主体:①都道府県、指定都市、中核市、②都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区 ○補助率:1/2							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	1	1	1	1	1	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	1	1	1	1	1	
	執行額	1	1	1				
執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	結核児童に対し、必要な学習品費等の支給をする事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な成果目標として示すことはできない。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	結核児童に対し、必要な学習品費等の支給をする事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な活動指標として示すことはできない。		活動実績 (当初見込み)		-	-	-	-
					-	-	-	-
単位当たりコスト	—		算出根拠	—				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	結核児日用・学習品費	1	1					
	未熟児移送費	0	0					
	計	1	1					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	結核児童の日用品等の購入に必要な経費であり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	結核児童に対する補助のため、国の責務として行われるべきものである。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	-
資金の流れ・使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	結核児童の日用品等の購入等によりのみ使われる。
活動実績・成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	-
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	-
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	各点検項目による評価も概ね妥当であり、引き続き、適正な執行に努めてまいりたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	406	平成23年行政事業レビュー	365

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	埼玉県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.18		
2	宮崎県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給及び未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する額を支給すること。	0.17		
3	山梨県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.09		
4	鹿児島県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給及び未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する額を支給すること。	0.09		
5	茨城県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.09		
6	栃木県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.09		
7	長野県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.05		
8	山形県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.04		
9	和歌山県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.04		
10	宇都宮市	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.04		